

福祉教育常任委員会審査報告書（令和8年3月）

（条例審査）

令和8年3月10日、午前11時から役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長、教育長並びにこども教育課長の出席を得て、福祉教育常任委員会を開催し、令和8年3月9日の本会議で当委員会に付託された、「議案第1号 山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者：児玉洋一委員長、高橋純子副委員長、富田陽子委員、府川輝夫委員
熊澤友子委員、瀬戸恵津子委員

町出席者：町長、副町長、教育長、こども教育課長

傍聴者：瀬戸伸二議員

あいさつ：児玉委員長・町長

こども教育課長より、乳児等通園支援事業の概要についての補足説明後質疑に入りました。

委員 公立園においても山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく認可と山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に基づく確認を受ける必要があるか。

こども教育課長 公立園で実施をする場合には、山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に基づく確認のみが必要となります。

委員 法定代理受領はどういったものか。

こども教育課長 町から保護者に乳児等支援給付費を支給し、その後事業者に納付されるものを保護者の代理として町が事業者に直接支払うものにな

ります。

委員 保護者が利用料を支払うことはないのか。

こども教育課長 1時間あたり300円の利用者負担と食事などの実費は負担いただきます。

委員 一時預かり事業との違いはなにか。

こども教育課長 事業の目的が異なります。一時預かり事業が保護者の疾病等の理由により家庭で保育することが一時的に困難になった子どもを保育する事業であるのに対し、乳児等通園支援事業は全ての子どもの育ちを応援する目的の事業となります。次に、乳児等通園支援事業が全ての自治体で実施されるのに対し一時預かり事業は実施していない自治体もあります。また、山北町では一時預かり事業の対象年齢を0歳2か月から小学校就学前までとしていますので対象年齢も異なります。

委員 現在の対象者数は把握しているか。

こども教育課長 令和8年3月1日時点で対象年齢の子どもは58名でそのうち35名が在園中もしくは4月から入園予定となっているため、乳児等通園支援事業が利用可能な対象者数としては23名となります。

委員 保育士の負担が増えると思うが、対応はどう考えているか。

こども教育課 町においては余裕活用型での実施を予定しているため保育士の負担は最小限に抑えられると考えています。

委員 余裕活用型について実際には施設の定員ではなく保育士の配置基準に対しての余裕であると思うが、どの程度の受け入れが可能か把握しているか。

こども教育課長 人事異動が確定後に受け入れの体制を整えていきたいと考えています。

委員 職員の雇用などに係る経費は国から交付されるのか。

こども教育課長 職員の雇用に係る経費は交付されません。

- 委員 職員の休暇などにより受け入れができない日もあるのか。
- こども教育課長 受け入れができない日が生じる可能性はあります。利用予約は、国が提供している総合支援システムでもらうこととなります。そのため、受け入れができない日は事前に予約ができない設定とします。
- 委員 町において認可が不要ということは安全計画の策定等も不要ということか。
- こども教育課長 保育所においては神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき既に安全計画を策定しています。乳児等通園支援事業の実施にあたり必要な事項が生じた場合は既存の計画等を改定します。
- 委員 町においては余裕活用型で実施するとのことだが、民間事業者が参入した場合には一般型で実施する可能性もあるという理解でよいか。
- こども教育課長 その通りです。
- 委員 民間事業者が乳児等通園支援事業を新たに実施したい場合は、山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の基準を満たせば実施可能であるということか。
- こども教育課長 基準を満たし認可を受ければ乳児等通園支援事業のみを実施することも可能です。

以上で質疑を終了し、「議案第1号 山北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、全員賛成で了承されました。

令和8年3月10日、午前11時から役場401会議室において、委員6名及び町長、副町長、教育長並びにこども教育課長の出席を得て、福祉教育常任委員会を開催し、令和8年3月9日の本会議で当委員会に付託された、「議案第2号 山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。

委員 基本的には国の基準に従っていると思うが異なっている箇所はあるか。

こども教育課長 全て国の基準で示されているとおりです。

委員 第28条に規定される苦情解決のための窓口はどのように設置する予定か。

こども教育課長 既に山北町立保育園及び認定こども園における苦情等処理要綱に基づき設置をしており、乳児等通園支援事業においても準用します。

委員 町外在住者の広域利用も可能か。

こども教育課長 居住している自治体で認定を受け利用希望施設において面談後利用が可能です。

委員 第29条において地域との連携について記載があるが、どのような連携をしていくのか。

こども教育課長 既に園外保育や地域の方を招いてのイベントなどを実施しているので、引き続き協力を依頼します。

委員 広域利用について町内の子どもが町外の施設を利用する可能性もあるという理解でよいか。

こども教育課長 その通りです。

以上で質疑を終了し、「議案第2号 山北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」は、全員賛成で了承されました。